

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「建築基準法」の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

【法改正の背景】

老朽化した公営住宅の建替えや大規模災害時の公共施設の再建により計画通知が急増した場合に、建築主事が円滑に審査、検査等を行うことが困難となることが想定されるため、平時から国、都道府県又は建築主事を置く区市町村（以下「国等」といいます。）の建築物に係る計画通知を指定確認検査機関が受けて、審査、検査等を行うことができる建築基準法の改正が行われました。

※法改正前においては、国等の建築物の建築主は、建築主事に対してのみ計画通知を行うことができ、建築主事はその通知を受けた建築計画に対する建築基準関係規定の適合について審査、検査等を行っていました。

【条例改正の内容】

条例で引用している建築基準法の条項番号を変更します。

【施行期日】

公布の日